

消防署から来たと訪問し、火災警報器を訪問販売する

消防署から来たと自宅を訪問し、火災警報器の設置が義務付けられたとあって数万円の火災警報器を販売するケースが報告されました。

確かに、火災警報器の設置は義務付けられていますが、既存住宅に設置が義務付けられるのは平成20年6月～平成23年6月からとなります(時期は市区町村により異なります)

なお、既存住宅に対して今すぐ設置しないと法律違反だ、と主張するのは誤っている可能性があります。また、報知器の価格は電池式であれば一個あたり数千円～1万円程度です。**また、消防署の職員が個別に自宅へ訪問し火災警報器を直接販売することはありません。**

火災警報器の点検

「火災警報器の点検しに来ました」といって、点検後高額な請求してくる場合もあります。**点検は個人で容易にでき、点検業者に依頼しなければ出来ない作業ではありません。**

また、点検に来ましたといって火災警報器未設置部分に取付が必要でといて取付、高額に請求してくる場合もあります。改正消防法では、市区町村により、台所への設置義務の有無がありますが、通常「寝室」「寝室がある階の階段」となっています。**リビングなど寝室として利用していない部屋に設置義務はありませんので注意してください。**

火災警報器を設置しないと法律違反で罰則を受けると販売する

確かに、消防法が改正され、火災警報器の設置が義務付けられましたが、本法律に罰則規定は設けられていません。**「今すぐ設置しなければ罰せられてしまいます。」**などのような**セールストーク**で高額な火災警報器を販売するような場合は注意してください。(ただし、罰則規定は無くても、自分の命を守るための火災警報器ですから導入はするようにしましょう。)

火災警報器の粗悪品に注意

「今だけの特別価格です」などと心理的な隙をついてくるケースもあります。火災警報器については、もしものときに作動しないというのであれば大事になります。火災警報器については、日本検定協会というところが鑑定しており、鑑定が行われたという証である**「NS マーク」**というものがついているものを推奨します。(火災警報器自体安くても取付費用として法外な金額を請求してくるケースがあります。)

ここに挙げている事例は、ほんの一例です。これらを参考に騙されないよう心がけましょう。また、火災警報器について疑問点や販売業者(点検業者)に対して不審な点がある場合は、最寄の消防署や(財)日本消防設備安全センター住宅用火災警報器相談室まで、ご相談することをおすすめします。

クーリングオフについて

クーリングオフ制度及びQ&A

http://www.sarabetsu.jp/pdf/c_off.pdf